

法的 根拠

国(厚生労働省)

実施要綱

厚労省⇒全日本ろうあ連盟

モデル実施要綱(派遣事業)

市町村

都道府県

実施要綱

未実施!

実施要綱

市町村のモデル要綱案

派遣対象者

市内居住聴覚障害者

1) 意思疎通を図ることに支障がある、
その他の日常生活を営むに支障

2) 他市町村の聴覚障害者

派遣対象者

1. コミュニケーションに困っている市内の聴覚障害者

2. 市外の聴覚障害者



広域

××区の実施要綱 以下は対象外

派遣内容

1. 営業活動に関する事
2. 趣味、娯楽及び遊興に関する事。ただし、聴覚障害者等が団体で地域社会との交流を図る目的とする活動を除く
3. 政治・政党活動に関する事。
4. 宗教活動に関する事。

市町村のモデル要綱案

派遣内容 **日常生活及び社会生活を**
営むのに必要なもの

1. 合理的理由なく範囲を狭めない
2. 社会通念上不適當、公共の福祉に反するものを除く